

令和 7 年度
南国市流域関連公共下水道計画等変更業務

特記仕様書

令和 7 年度

南国市上下水道局

I. 総 則

1. 業務の項目

業務の項目は、次の項目とする。

- | | |
|--------------|----|
| ①全体計画見直し | 1式 |
| ②都市計画決定図書作成 | 1式 |
| ③下水道法事業計画変更 | 1式 |
| ④都市計画法事業認可変更 | 1式 |

2. 適 用

本委託に関する一般的・共通的な事項については、別途定める規定に従わなければならない。

3. 配置技術者

- (1)本業務は、専門的知識を有する高度な技術者が実施しなければならない。
- (2)管理技術者として、技術士法に基づく技術士（総合技術監理部門-上下水道及び上下水道部門-下水道）の資格を有する者を配置すること。
- (3)照査技術者として、技術士法に基づく技術士（上下水道部門-下水道）の資格を有する者を配置すること。

4. 納 期

本委託の納期は、令和8年3月24日とする。

5. 設計協議

本業務の過程において重要な事項は、事前に本市担当員と協議を行わなければならない。

また、協議事項は、議事録として1通を提出し、相互に誤認を生じないように努めること。

6. 貸与図書等

本業務の履行の上で必要となる本市所有の資料については貸与を行う。

その他必要資料については、設計協議等において受託者より願いでること。

また、貸与に際しては、借用書を1通提出し、貸与期間中の管理については、受託者の責任において慎重に行うこと。

7. 秘密の保持

受託者は、情報セキュリティ確保の為、本業務実施にあたり企業セキュリティ体制が確立されていることを証明する為、契約時に「情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）：日本工業規格」の認証取得証明書の写しを提出しなければならない。

8. 納品

成果品の提出に際しては主任技術者が直接持参するものとし、必要な説明を行わなければならない。

II. 業務概要

【公共下水道全体計画見直し】

1. 業務の目的

「高知県 汚水処理広域化・共同化計画 令和5年3月」において、南国市公共下水道（十市処理区）を高知市流域関連公共下水道（浦戸湾東部処理区）に統廃合することによって運営管理の費用が削減されることが示された。これについて対象となる市町等が、より具体的に検討して統廃合を進めていくとされている。

本業務は、統廃合を検討するにあたり、現状を反映させた全体計画汚水量を算出するとともに、高知市流域関連公共下水道に接続する幹線ルートの検討、十市浄化センターの機能の変更等の施設計画の全体計画見直しを行い統廃合の妥当性の確認及び基本計画を策定するものである。

2. 主な見直し内容

- (1) 全体計画年次の延伸
- (2) フレーム・原単位・計画汚水量等の見直し
- (3) 接続幹線のルート・縦断検討
- (4) 既設処理場の改造にかかる施設計画
- (5) 統廃合の妥当性の確認

3. 対象区域面積

処理区	全体計画面積	備考
十市処理区	61.3 ha	汚水のみ

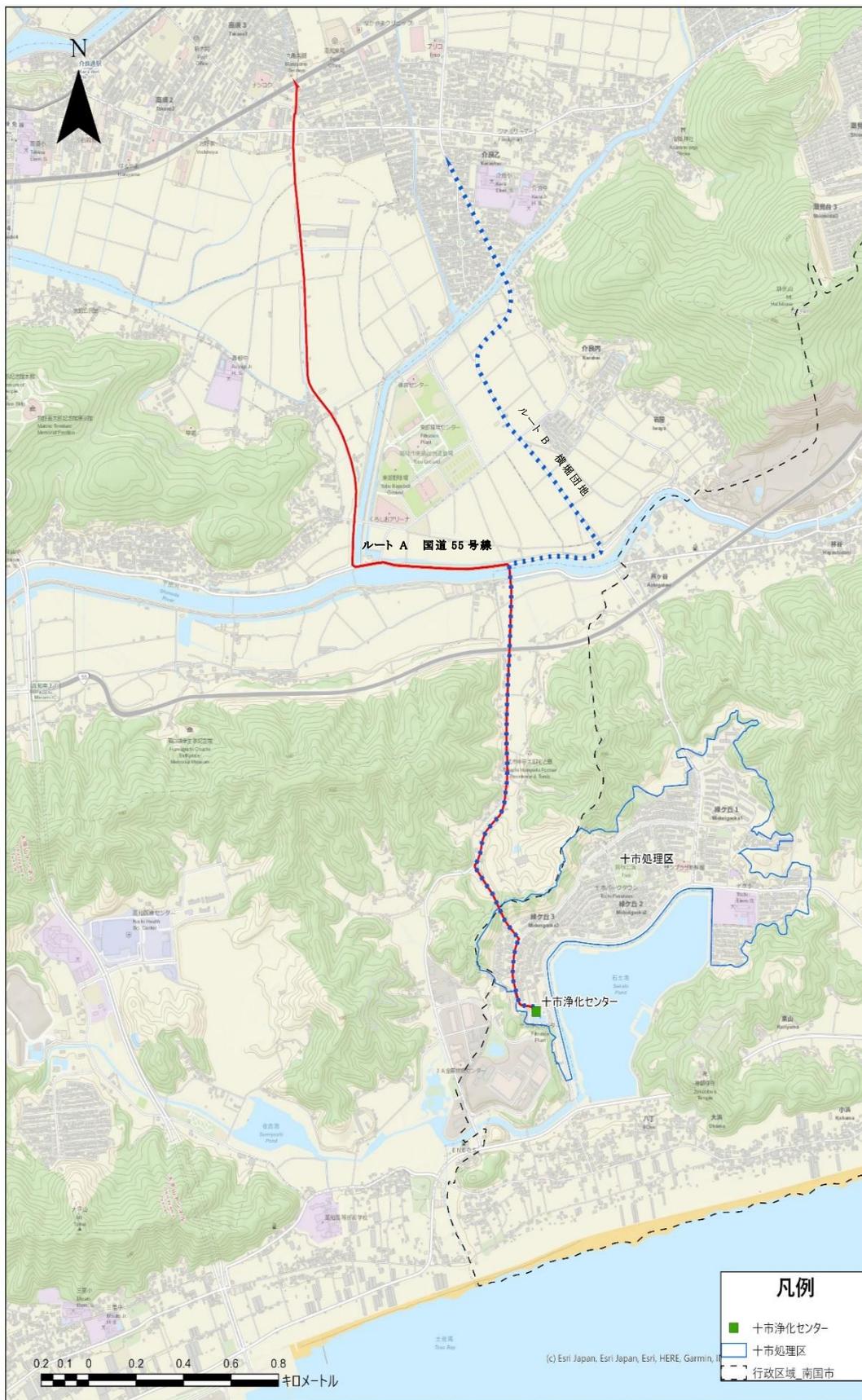


図 1. 南国市公共下水道（十市処理区）位置図及び接続幹線ルート案

4. 業務の内容

1) 基礎調査

①現地踏査

地域特性及び土地利用の把握を行う。

②都市計画関連資料収集整理

地域特性、開発計画等の整理を行う。

③污水計画関連資料収集整理

人口、給水量等の污水計画関連資料の整理を行う。

④既存の下水道及びし尿処理の状況

既存の下水道資料及び下水道類似施設し尿処理等の状況の整理を行う。

⑤まとめと審査

2) 下水道整備の基本方針の確認

下水道計画区域、整備手法の確認を行う。

3) 基本事項の検討

①整備目標

残整備量等を勘案して、全体計画の整備目標年次を決定する。

②計画区域の確認

污水处理施設整備構想の区域との整合性について確認する。

③計画フレームの設定

近年の社会情勢を踏まえた計画フレーム（計画人口、計画工場出荷額）の見直しを行う。

人口問題研究所等の推計人口等を考慮して、本市の行政人口の設定を行う。また、設定した行政人口をベースとして処理分區別の人口設定を行う。

④汚水量原単位

近年の実績等を考慮して、家庭汚水量原単位、工場排水量原単位、水量変動率等の見直しを行う。

⑤計画汚水量

計画フレーム及び汚水量原単位等の見直しを踏まえ、家庭、工場等計画汚水量の見直しを行う。

⑥汚濁負荷量原単位

家庭汚濁負荷量原単位、工場汚濁負荷量原単位等の見直しを行う。

⑦計画汚濁負荷量

計画フレーム及び汚濁負荷量原単位の見直しを踏まえ、家庭、工場等計画汚濁負荷量及び処理場流入水質の見直しを行う。

⑧設計基準の確認

管渠の設計基準について整理する。

⑨まとめと審査

4) 根幹的施設の配置の検討

①幹線ルート of 検討

接続幹線のルートと比較検討する。

②まとめと審査

5) 污水管渠計画

①平面図

一般図、幹線区割施設平面図を作成する。

②流量計算

幹線の汚水流下量を算定する。

③まとめと審査

6) 污水ポンプ場計画

十市浄化センターにおいて、機能変更等の高知市流域関連公共下水道への圧送方式を検討する。

また、雨天時の流入水量の実績をもとに雨天時浸入率を検討し、雨天時の計画汚水量を設定し、十市浄化センターの既存施設を活用して雨天時の不明水対策を検討する。改造・対策にかかる概算事業費を整理する

7) 財政計画の策定

①概算事業費

污水施設の概算事業費を算出する。

②事業計画

残事業費の算出を行う。

8) 提出図書の作成

報告書を作成する。

9) 計画協議

発注者との協議を行う。

5. 提出図書

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 全体計画報告書 (A4版製本) | 5部 |
| (2) 参考資料 | 一式 |
| (3) 打合せ議事録 | 一式 |

【都市計画決定図書作成】

1. 業務の目的

令和5年度の南国市生活排水処理構想見直しによって、近年の社会情勢から南国市流域関連公共下水道（南国処理区）の計画区域を見直す方針となった。これをふまえた下水道事業を進めていくための法手続きのため、都市計画決定図書を作成することを目的とする。合わせて、南国市公共下水道（十市処理区）の高知市流域関連公共下水道（浦戸湾東部処理区）への統廃合の検討を進めていくにあたり、必要に応じて十市浄化センターの施設種別の変更を行う。

2. 主な変更内容

- (1) 南国処理区の計画区域の変更
- (2) 十市浄化センターの施設種別の変更

3. 対象区域面積

処理区	都市計画決定面積	備考
南国処理区	334ha	
十市処理区	61ha	
計	395ha	

4. 業務の内容

1) 基本事項の打合せ

計画決定のスケジュール、作業方針等の確認を行う。

2) 総括図

下水道計画総括図を作成する。

3) 計画図

都市計画決定の変更に必要な計画図を作成する。

4) 計画書

計画書及び理由書を作成する。

5) 参考図書

都市計画決定の変更に必要な参考図書を作成する。

6) まとめ

まとめを行う。

【下水道法事業計画変更】

1. 業務の目的

南国市流域関連公共下水道（南国処理区）及び南国市公共下水道（十市処理区）の全体計画の見直しに伴う下水道法事業計画図書の作成を目的とする。なお、南国市流域関連公共下水道（南国処理区）は、令和6年度の全体計画見直しを反映させる。

2. 主な変更内容

- (1) 事業計画年次の延伸
- (2) 事業計画年次のフレーム・原単位等の計画緒元の設定
- (3) 計画諸元の見直しに伴う施設計画の変更、十市浄化センターの施設種別の変更

3. 対象区域面積

処理区	既事業計画	今回事業計画	備考
南国処理区	292.7 ha	334.0 ha	汚水のみ
十市処理区	61.3 ha	61.3 ha	〃
計	354.0 ha	395.3 ha	

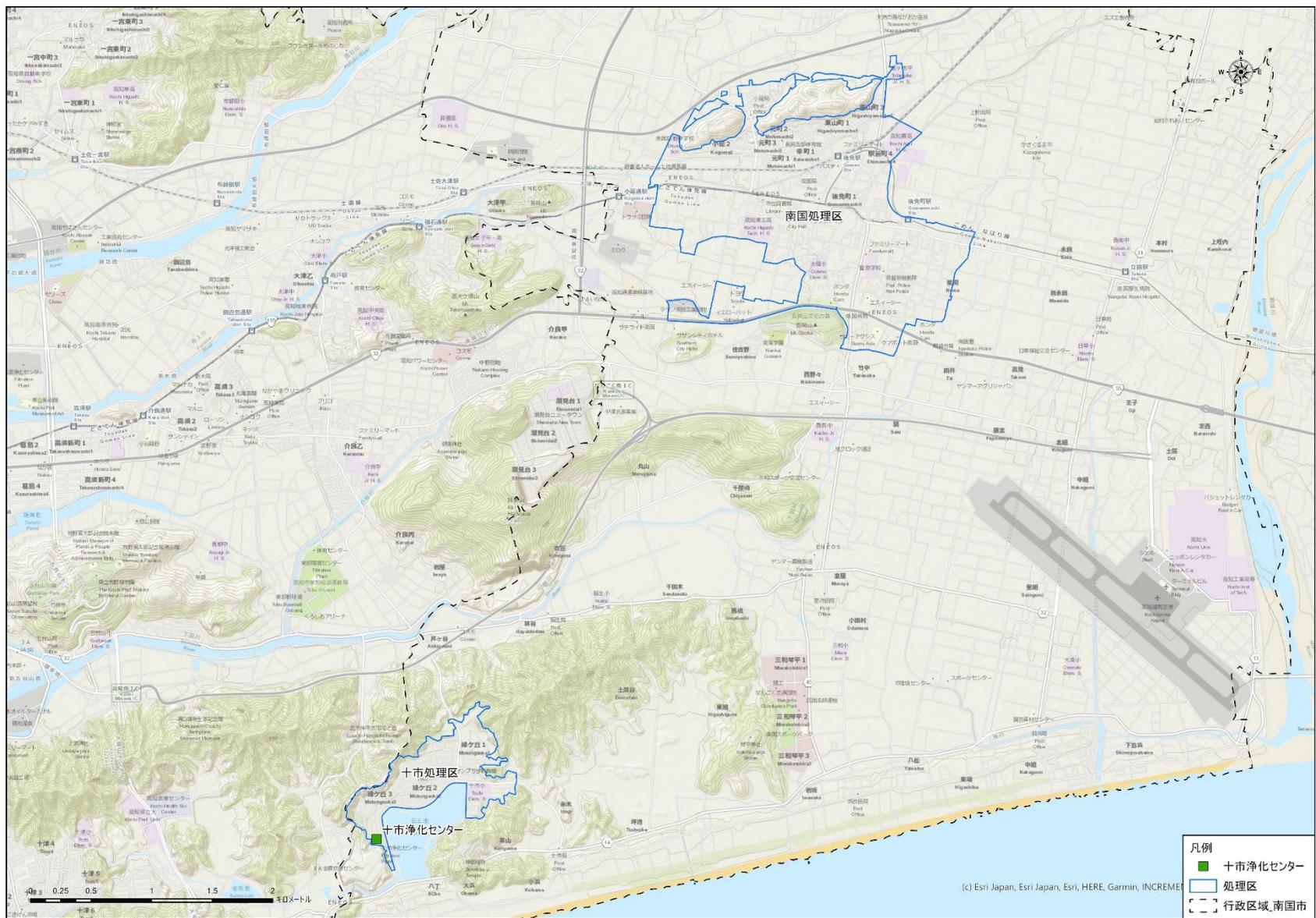


図 南国市流域関連公共下水道（南国処理区・十市処理区）

4. 業務の内容

1) 基本作業の確認

- ・第1回打ち合わせ資料を作成し、項目別に作業内容の確認を行うとともに資料リストを提出する。

2) 基礎調査

- ・事業計画図書作成に必要な資料を収集・整理して基礎調査を行う。

3) 基本事項の検討

- ・処理区分別用途地域別面積を整理する。(全体計画区域、事業計画区域)
- ・事業計画区域内の現況人口を把握するとともに処理区分別事業計画人口の算出を行う。
- ・事業計画年度の汚水量原単位を設定し、事業計画年次の水量(家庭、工場、地下水等)の算出を行う。

4) 污水管渠計画

- ・接続幹線にかかる平面図、縦断図を作成する。
- ・流量見直しに伴い、管渠施設の見直しを行う。
- ・接続幹線等の事業費の算出を行う。

5) 財政計画の策定

- ・整備済み事業費を整理するとともに、事業期間内の財政計画の策定を行う。

6) 主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針

①施設の設置に関する方針

- ・汚水処理、浸水対策、耐震化、耐水化に関する整備水準、事業の重点化・効率化の方針や主要な事業の整理を行う。

7) 提出図書の作成

- ・事業計画変更に必要な図書を作成する。

8) 設計協議

- ・発注者との協議を行う。

5. 提出図書

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 事業計画申請図書(A4版製本) | 5部 |
| (2) 参考資料 | 一式 |
| (3) 打合せ議事録 | 一式 |

【都市計画法事業認可図書作成】

1. 業務の目的

全体計画見直し及び都市計画決定の変更に伴い、都市計画法事業認可図書を作成することを目的とする。

事業計画年次の延伸、事業地の変更を行う。また、統廃合の検討を進めていくにあたり、必要に応じて、十市浄化センターの施設種別の変更を行う。

2. 主な変更内容

- ① 事業計画年次の延伸
- ② 十市浄化センターの施設種別の変更

3. 対象区域面積

処理区	既事業計画	今回事業計画	備考
南国処理区	292.7 ha	334.0 ha	
十市処理区	61.3 ha	61.3 ha	
計	354.0 ha	395.3 ha	

※汚水のみ

4. 業務の内容

1) 基本事項の打合せ

- ・事業計画の目標年次及び認可区域を確認する。
- ・事業計画認可の作業スケジュール等を確認する。

2) 計画図作成

- ・事業地を表示する図面を作成する。
- ・設計の概要を表示する図面を作成する。

3) 申請書作成

- ・申請書、計画書（計画書、理由書）、資金計画書、下水道事業計画認可通知書等を作成する。

4) 参考図書作成

- ・計画概要書を作成する。
- ・必要に応じて都市計画用途地域図、字界図等を整理する。

5. 提出図書

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 都市計画事業認可申請図書（A 4版製本） | 5部 |
| (2) その他関係資料 | 一式 |
| (3) 打合せ議事録 | 一式 |

<参考図書>

本業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引 (日本水道新聞社)
- (2) 下水道計画の手引 (全国建設研修センター)
- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
(国土交通省, 農林水産省, 環境省)
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (日本下水道協会)
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (6) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)
- (8) 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて (日本下水道協会)
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル(案) (日本下水道協会)
- (10) 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針 (国土交通省)
- (11) 町村下水道着手マニュアル (日本下水道協会)
- (12) バイオソリッド利活用基本計画 (下水道汚泥処理総合計画) 策定マニュアル (国土交通省)
- (13) 高度処理施設設計マニュアル(案) (日本下水道協会)
- (14) 下水道収支分析モデルの作成について (日本下水道協会)
- (15) 新都市計画の手続 (都市計画協会)